

Q & A

Q 通常の贈与税の制度との違いは何ですか。

A 現在も、教育資金を「支払の都度」贈与する場合、非課税となります。まとめて、一括贈与できることが異なります。

Q 23歳以上でも払戻可能なものは何ですか。

A 学校等へお支払いの教育資金の他、学校等が必要と認めた業者費用、所定の教育訓練講座費用は払戻できます。

Q 在学中等とはどのような場合ですか。

A 学校等に在学中、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合です。

Q 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座とはどのようなものですか。

A 厚生労働省のホームページにてご確認ください。

Q 教育資金以外の払戻もできますか。

A 原則、教育資金以外の払戻はできません。

Q 申込には源泉徴収票や確定申告書はかならず必要ですか。

A 扶養親族または所得がない場合は、提出不要です。